
研究開発プラットフォーム 運営等委託事業

— 研究開発プラットフォームの活動支援 —

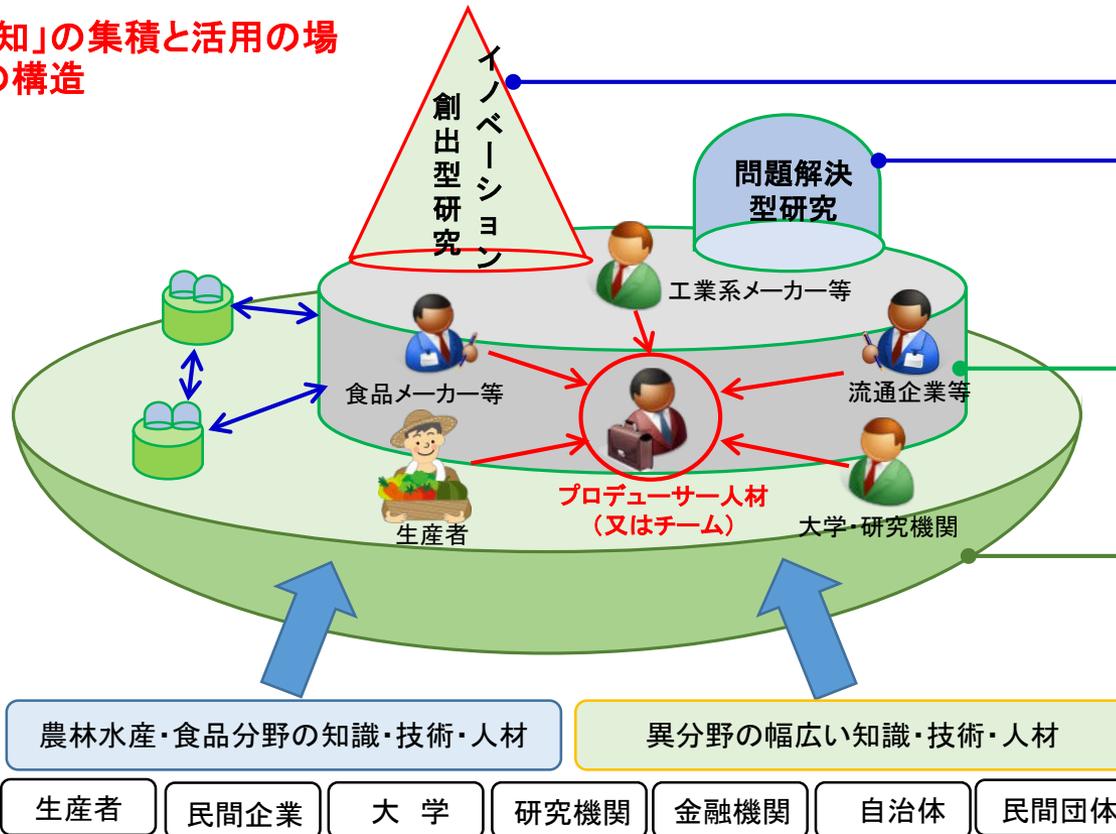
農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
コーディネーション推進課

「知」の集積と活用の場の構造

「知」の集積と活用の場は、以下の3層構造で推進

- ①「産学官連携協議会」：生産者、民間企業、大学・研究機関など多様な者が参画し、農林水産・食品分野と他分野の者がセミナーやワークショップ等を通じ、情報交換や議論を行い、研究開発プラットフォームの形成を促進
- ②「研究開発プラットフォーム」：産学官連携協議会の会員が、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題に取り組む
- ③「研究コンソーシアム（リサーチプロジェクト）」：研究開発プラットフォームの参画者が、研究開発プラットフォームの共通課題に対応した研究開発を実施

「知」の集積と活用の場の構造



③研究コンソーシアム

(リサーチプロジェクト)

- 民間企業、大学、公的研究機関、生産者、地方自治体等
- 研究開発プラットフォームの共通課題に対応した研究開発を実施。

②研究開発プラットフォーム

- 生産者、民間企業、大学、公的研究機関、NGO/NPO、地方自治体等
- プロデューサー人材（※）を中心として研究課題の具体化・知財戦略・ビジネスモデル等の策定等を実施。

①産学官連携協議会

- 生産者、民間企業、大学、研究機関、NGO/NPO、金融機関、地方自治体消費者等
- セミナー・ワークショップなどによる会員間の交流を通じて、研究開発プラットフォームの形成を促進。

(※)プロデューサー人材とは、民間等での研究開発を通じた商品化・事業化の経験等を有する、研究開発プラットフォームの執行責任者

「知」の集積と活用の場づくりの流れ(イメージ)

①産学官連携協議会への入会

民間企業、大学、研究機関、生産者、金融機関等の多様な者が会員として入会。
(オープンの場合)

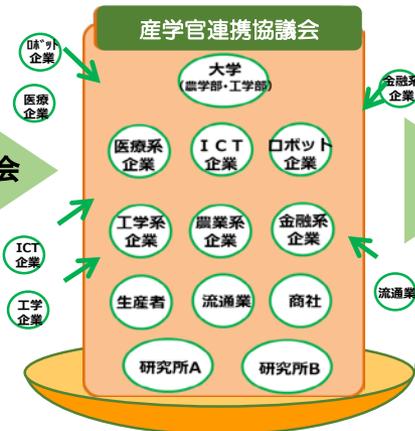
<会員の募集>

・随時受け付け
インターネットによる申込先
<https://www.knowledge.maff.go.jp/>

うまく活用できていない技術を活用できる場が見つかるかもしれない。

新規事業に取り組むためのパートナーが見つかるかもしれない。

入会



②セミナー・ワークショップ等の開催

議論の整理・促進役(ファシリテーター)の関与の下、設定したテーマに応じたセミナー、ワークショップを開催・議論し、研究開発プラットフォームの形成を図る。

セミナー

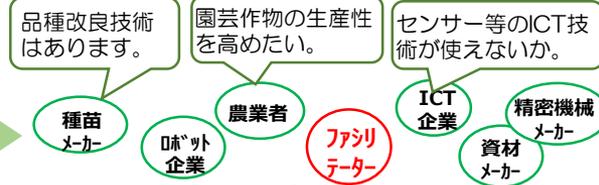
テーマ例: 次世代農業



会員となった民間企業や生産者等が出席

ワークショップで議論する上での参考となるよう、新たな技術やアイデア、現場課題等の紹介を行う。

ワークショップ



希望者が参加

参加者の議論の内容や技術シーズ・ニーズを鑑みると、次世代農業として、高生産性・自動収穫園芸用ガラスハウスをICT技術等を用いてつくれそう。みんなで研究開発プラットフォームを結成しよう。

結成

④研究コンソーシアム(リサーチプロジェクト)での研究開発

研究開発プラットフォームで設定した共通研究課題に対応した研究開発を実施。成果は研究開発プラットフォームへ還元。
(クローズの場合)

環境制御システム
研究コンソーシアム
(リサーチプロジェクト)

自動収穫ロボット
研究コンソーシアム
(リサーチプロジェクト)

高品質・高単収生産
研究コンソーシアム
(リサーチプロジェクト)

ICT企業 資材メーカー

味'ット企業 精密機械メーカー

種苗メーカー 農業者

成果還元

成果還元

成果還元

例: 次世代農業研究開発プラットフォーム

高生産性・自動収穫農業施設を開発

「場」の価値向上

③研究開発プラットフォームでの議論

プロデューサー人材(プロデュースチーム)が中心となって、ビジネスモデルの作成、知的財産の扱いや秘密保持等を含んだ連携協定の締結、共通の研究課題を設定。

革新的研究成果

ニーズ



例: 次世代農業研究開発プラットフォーム

研究開発プラットフォームに期待されている活動

「知」の集積と活用の際は、以下の3層構造で推進

- ①「産学官連携協議会」：生産者、民間企業、大学・研究機関など多様な者が参画し、農林水産・食品分野と他分野の者がセミナーやワークショップ等を通じ、情報交換や議論を行い、研究開発プラットフォームの形成を促進
- ②「研究開発プラットフォーム」：産学官連携協議会の会員が、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題に取り組む
- ③「研究コンソーシアム（リサーチ・プロジェクト）」：研究開発プラットフォームの参画者が、研究開発プラットフォームの共通課題に対応した研究開発を実施

「知」の集積と活用の際は、（中略）異なる分野の新しい発想や技術を外部から取り込み、これまでにないスピード感をもって革新的な商品や事業等を生み出し、他者との協創を通じて、加速度的な市場形成を促進するオープンイノベーションの場を提供するものです。

イノベーションのためには、異種の技術・製品を組み合わせでシステム化し、新たな価値を創出していくことが必要です。

多様な会員が交流を行い、従来にはない異分野の技術・製品を組み合わせ、新たな商品や事業（ビジネスモデル）を創出する取り組みが重要となります。

そのために、研究開発プラットフォームでは、3つのタイプの活動が行われることが期待されています。

研究開発プラットフォームに期待されている活動 3タイプ

「知」の集積と活用の際は、以下の3層構造で推進

- ①「産学官連携協議会」：生産者、民間企業、大学・研究機関など多様な者が参画し、農林水産・食品分野と他分野の者がセミナーやワークショップ等を通じ、情報交換や議論を行い、研究開発プラットフォームの形成を促進
- ②「研究開発プラットフォーム」：産学官連携協議会の会員が、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題に取り組む
- ③「研究コンソーシアム（リサーチ・プロジェクト）」：研究開発プラットフォームの参画者が、研究開発プラットフォームの共通課題に対応した研究開発を実施

期待されている活動の3タイプ

①コンビニ型

ある会員が抱える特定の問題に対して、他の会員が有する特定の解決手段・アイデアを基に互いに協業する活動。

②化粧品売り場型

会員同士が明確な問題意識を共有し、お互いが有する様々な解決手段・アイデアを基に協業する活動。

③人生相談所型

問題や解決手段は必ずしも明確ではないものの、会員との交流を通じて新たな価値創出を構想する。その上で、その実現手段としての革新的な技術の開発や、他からの既存技術の導入により、ビジネスを立案する。そのようなイノベーションを創出する活動。

⇒本事業では、このような活動を行っていくための戦略や体制等の構築に向けた取組を行っていただきます。



事業内容

- ①研究開発プラットフォームの推進体制の整備
- ②研究開発プラットフォームの活動計画の作成及び実施
- ③次世代のプロデューサー人材の育成

「次世代のプロデューサー人材の要件」

- 1)原則として45歳未満の者(平成29年4月1日現在)
- 2)農林水産・食品産業に対する理解と意欲を持つ者
- 3)公平・中立的な対応ができ、活動が特定の地域に縛られない者

※①及び②の実施は必須です。③は企画書で実施を希望し審査が通った場合のみ可能になります。

※既に①及び②の委託契約を締結されているときに、③の追加提案が可能です。

※事業終了時に活動状況や研究戦略・研究計画(資金調達計画を含む)等を取りまとめた報告書を提出いただきます。

※「知的財産の技術移転加速化事業」を申請される場合は、当事業の事業内容と明確に仕分けしてください。なお、超過負担分を当事業で支出することはできません。



応募要件

・・・応募者は管理運営機関

- ①研究開発プラットフォームの管理運営機関として届出がされていること。
- ②法人格を有すること。
- ③入札参加資格(全省庁統一資格)を有すること

など

※入札参加資格を有していない場合は、資格を申請することで応募をすることができます。
ただし、資格を取得できなかった場合は事業を実施できません。

※応募要件の詳細は応募要領で御確認ください。



共同事業体について

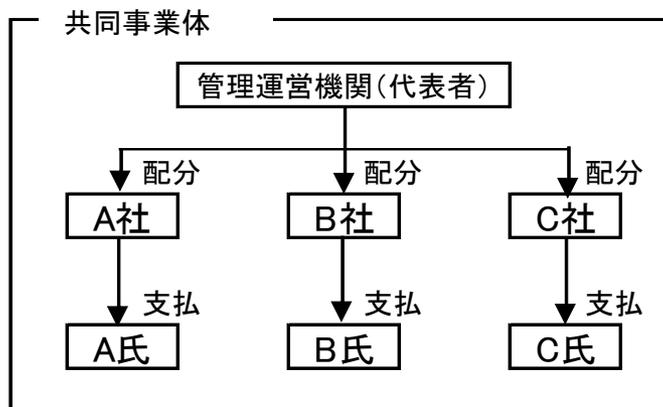
単独で事業を行えない場合には、複数の事業者で構成される共同事業体として応募をすることができます。

共同事業体で委託事業を実施するケースとしては、プロデューサー人材が所属する複数の機関が共同で委託事業を実施する場合などが考えられます。(下図例1)

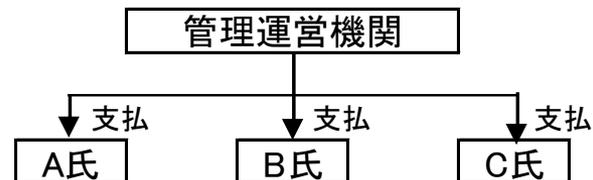
ただし、管理運営機関が直接プロデューサー人材に対して経費(謝金・旅費等)を支払うのであれば、共同事業体を構成する必要はありません。(下図例2)。

○プロデューサー人材への経費の流れ

例1 共同事業体の場合



例2 管理運営機関単独の場合



※会社等の組織を経由することはできません。



共同事業体の場合の留意点

- ① 研究開発プラットフォームの管理運営機関が代表者となって、企画書を提出する必要があります。
- ② 共同事業体の場合は、企画書に各構成員の担当事業名、事業内容及見積額等を記載いただきます。
- ③ 契約までに協定書等を作成し締結していただく必要があります。
※協定書のひな型を、筑波産学連携支援センターのホームページで公開しています。
- ④ 契約締結後は、委託契約書の委託事業計画書に記された「構成員の事業計画」に基づいて、各構成員に事業を実施していただくこととなります。
- ⑤ 管理運営機関は、農林水産省への資金の請求・受領、他の構成員への資金交付、各構成員の実績報告の内容確認・取りまとめ等を行っていただくこととなります。

事業の実施期間

3年以内

(次世代プロデューサー人材の育成を行う場合は4年以内)

事業の限度額

1件当たり2,500千円

(次世代プロデューサー人材の育成を行う場合は3,500千円)

※実施期間の2年目以降は、限度額が変更になります。

次世代プロデューサー人材の育成を追加する場合は1,000千円

対象となる経費

- ・プロデューサー人材(又はチーム)及び事業担当者の人件費、旅費
- ・消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料(コピー機、パソコン等)
- ・講師等への謝金、旅費
- ・アルバイト賃金

※対象となる経費は、当事業に直接必要なものに限られます。詳細はホームページでご確認ください。 10

公募の募集期間

2017年 **7**月**28**日(金)～**8**月**30**日(水) 17:00迄

(提出場所)

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 総務課用度係

※持参により提出の場合の受付時間は、平日の9時から17時までです。

※提出書類の外に、提出書類を収録した電磁的記録媒体(CD又はDVD)1部を併せて提出してください。(USBメモリでの提出は不可)

※郵送の場合は、提出期限までに到着しなかった場合は無効となります。

応募に当たって提出する書類

(1) 企画書(9部、追加提案:9部)

企画書の様式は、前回までの公募のものと若干異なっています。

記入用の様式(WORD形式)は、筑波産学連携支援センターのホームページで公開しています。

(2) 経費内訳書(9部、追加提案:9部)

平成29年度の事業を実施するために必要な全ての経費の額を記載した内訳書

(3) 研究開発プラットフォームの概要がわかる資料(9部、追加提案:不要)

①研究開発プラットフォームの届出書の写し(最新のもの)

②提案者及び共同事業実施者の会社概要等

応募に当たって提出する書類 (続き)

(4) **競争参加資格の資格審査結果通知書の写し**(1部、追加提案:不要)

申請中の場合は申請したことが分かる書類

(5) **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等に基づく認定を受けて**

いる者である場合には、認定状況のわかる資料の写し等(1部、追加提案:不要)

(6) **上記の提出書類を収録したCDまたはDVD**(1部、追加提案:1部)

	書類等の種類	新規の提案	追加提案
1	企画書	9	9
2	経費内訳書	9	9
3	研究開発プラットフォームの概要	1	—
4	競争参加資格の 資格審査結果通知書の写し	1	—
5	女性の職業生活における活躍推進に関する法律等の認定状況等のわかる資料の写し等	1	—
6	上記の内容を収録したCD又はDVD	1	1



企画書について

・・・企画書が審査のメイン材料

「知」の集積の場の趣旨と、研究開発プラットフォームの目的との整合性が今回の審査でのキーポイント

(1)「研究開発プラットフォームの目的」の記載において

- ①「研究開発プラットフォームに期待されている活動」を十分に意識した整理
- ②3タイプの中でも「人生相談所型」の活動が最も重要であることを理解した記載
- ③研究戦略等及びそれに基づく研究開発の成果が、どのように我が国の農林水産・食品産業の成長産業化に貢献するかを明らかにする記載

(2)「委託事業の内容」の記載において

- ①目的を達成するために多様な者の参画を図る(図ろうとする)記載
- ②次世代のプロデューサー人材に、獲得させたい能力をどのように獲得させるか具体的方法の記載

経費内訳書について

- (1) 経費内訳書の作成に当たっては、各経費の単価・員数を明示して、全ての経費について積算の根拠が分かるようにしてください。
作成に当たっては、「各費目の区分表」をご参照ください。
- (2) 新規の提案として「次世代のプロデューサー人材の育成」の実施を希望する場合は、
 - ①「次世代のプロデューサー人材の育成」に必要な経費を含めない内訳書
 - ②「次世代のプロデューサー人材の育成」に必要な経費を含めた内訳書の2種類を提出することが必要です。
- (3) 共同事業体の場合は、構成員毎の内訳書を作成し、提出してください。



審査

外部有識者による審査委員会での1次(書面)審査及び2次(ヒアリング)審査を経て採否を決定します。

(1) 1次(書面)審査

審査基準に基づき審査を行い、得点が高い企画書の提案者から順に12者程度までをヒアリング審査の対象者とします。

(2) 2次(ヒアリング)審査

日時 2017年9月27日(水)

場所 農林水産省本省

審査基準に基づき審査を行い、得点が高い提案者から順に、予算の範囲内で契約候補者を選定します。

「次世代のプロデューサー人材の育成」は、点数が満点の70%以上の場合に採択となります。

※説明時間等は、ヒアリング審査の対象になった者に、9月中旬頃直接連絡します。

※なお、「次世代のプロデューサー人材の育成」の実施を希望する場合は、

次世代プロデューサー人材の出席が必須です。

応募要領や企画書様式等は、筑波産学連携支援センターホームページからダウンロードできます。

<http://www.affrc.maff.go.jp/tsukuba/top/chotatsu/koubo/2017PF.html>

お問い合わせ



029-838-7229

(受付9:00~17:00 ※土日祝を除く)

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
コーディネーション推進課 担当:藤田、松岡